

# 休業に関する再要請

2021年2月2日

日本交通株式会社

代表取締役社長 若林 泰治 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404

日本労働評議会中央執行委員会

委員長 長谷川 清輝

日本労働評議会東京都本部

委員長 中里 好孝

同 日本交通分会

分会長 高橋 聡

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1月7日と13日に、1都7府県で緊急事態宣言を発令しました。それを受け、多くのタクシー事業者が短時間休業や輪番休業を実施していますが、日本交通はフル稼働を継続。そのため、日本交通の仲間同士で客を奪い合う殺伐とした状況となっています。乗務員の収入は激減し、メンタルと生活は破綻寸前です。このままでは、自殺者が出るのではないかと危惧しています。

私たちが1月11日に提出した輪番休業要求に対し、貴社は「検討中である」と回答しましたが、その後、何も動きがありません。改めて休業要請を作成しましたので、早急に下記の内容で実施して頂くよう要請します。

## 記

1. 全ての営業所と子会社を3つにグループ分けし、1週間ごとに輪番で休業すること。
2. 深夜割増時間帯は、短時間休業を取り入れること。
3. 高齢者や疾患持ちなど、重症化しやすい乗務員や家族に配慮し、希望者には無条件で休業させること。
4. 最低賃金対象乗務員および希望者に対し、休業中は教育訓練を実施すること。
5. 教育訓練はSKCの講師がDVDを作成し無料配布することを基本とし、オンライン研修も取り入れること。

6. 休業手当は令和元年の10～12月を算定期間とし、3か月の合計賃金を出勤日数で割った平均賃金の100%を支給すること。また、教育訓練を受講した乗務員には、受講1日につき2400円を加算して支給すること。

以上